

## 産業建設委員会会議録

日時 令和4年2月24日（木曜日）

午前9時開会 午前11時30分閉会

場所 第1委員会室

---

日程

1 開会

2 委員長挨拶

3 協議・説明事項

(1) 令和4年第1回（3月）定例会上程議案等について

- ①令和4年度土浦市一般会計（特別会計）予算（案）について
- ②令和3年度土浦市一般会計補正予算（第16回）（案）について
- ③令和3年度土浦市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）（案）について
- ④令和3年度土浦市水道事業会計補正予算（第2回）（案）について
- ⑤「土浦市火入れに関する条例」の一部改正（案）について
- ⑥「土浦市下水道条例」の一部改正（案）について
- ⑦市道の路線の認定及び廃止（案）について

(2) 報告事項

- ⑧入札案件について
- ⑨第4期土浦ブランドの認定について
- ⑩土浦市農業振興地域整備計画の見直し（案）について
- ⑪つちまるバスの運行状況について
- ⑫スマートIC設置可能性検討事業について

(3) その他

- ⑬土浦市駐車場指定管理に向けた検討（案）について
- ⑭神立駅西口地区土地区画整理事業に係る事業計画変更（期間延長）について
- ⑮総合評価方式の試行再開について
- ⑯工事発注状況報告について

4 閉会

---

出席委員（8名）

委員長 平石 勝司

副委員長 柏村 忠志

委員 内田 卓男  
委員 寺内 充  
委員 矢口 清  
委員 柳澤 明  
委員 小坂 博  
委員 勝田 達也

---

説明のため出席した者（13名）

副市長	栗原 正夫	産業経済部長	佐藤 亨
都市政策部長	船沢 一郎	建設部長	岡田 美徳
農林水産課長	黒須 清一	農業委員会事務局長	羽成 信明
都市計画課長	飯泉 貴史	都市整備課長	平井 康裕
建築指導課長	櫻井 良哉	道路管理課長	浅岡 武徳
道路建設課長	草間 正志	下水道課長	滝田 昌暁
水道課長	和田 利昭		

---

傍聴者 0名

---

事務局職員出席者 松本 裕司

---

○平石委員長 ただ今から産業建設委員会を開催いたします。それでは、協議に入ります。定例会 upper程議案等について、「令和4年度土浦市一般会計（特別会計）予算（案）」について、執行部から説明願います。

○羽成商工観光課長 令和4年度 土浦市一般会計予算（案）につきまして、ご説明します。土浦市ITオフィス環境整備補助事業です。

今年度、新たに創設した補助金で、継続事業となっています。本事業につきましては、人口減少が進む中、今後の本市の成長エンジンとして新たな成長分野、主にAIやIoT、次世代自動車など、情報通信業や製造業分野の本社機能・研究拠点として、市内へのオフィス移転を促進し、若者が望む質の高い雇用の場を創出することで産業振興や雇用機会の拡大を図ることを狙いとしています。事業内容は、市内の空きオフィス物件の所有者や、空きオフィス物件へ進出する企業に対し、OAフロアやインターネット環境などIT環境整備に係る経費の一部を補助するもので、対象経費の2分の1の200万円を上限としています。次年度は、2件分の予算を計上させていただいて

います。現時点で実績がない状況ですが、今後は茨城県をはじめ、宅地建物取引業協会全日本不動産協会など関係団体とも連携を密にして、積極的な制度のPRを行い、早期のオフィス移転に結びつくよう推進してまいりたいと考えています。続きまして、土浦市企業立地促進事業費補助事業です。企業誘致による産業の活性化と雇用機会の創出を目的とした事業で、こちらも今年度新たに創設した補助金となっています。県内においては、交通インフラの優位性、県独自の優遇制度の充実などから企業誘致も好調に進んでおり、特に圏央道の全線開通などにより、首都圏からの交通アクセスが更に向上した県西・県南地域への需要が高い状況です。そのような中、本市におきましては、企業立地ニーズの高い競合地域に対抗できるよう、企業支援・優遇策に重点を置き、次年度事業内容を拡大するものです。これまで、市内への新規創業、あるいは事業規模を拡大する企業に対し、調整池や排水路整備などのインフラ整備に係る経費の10パーセント、新規3,000万円、増設1,000万円を上限とした助成としていましたが、対象経費を敷地整備費や土地・家屋の取得などに係る費用まで広げ、補助上限額につきましても新規1,000万円、増設5,000万円と拡充するもので、このたび新規1件分1,000万円の予算を計上させていただいています。なお、こちらの事業につきましても、ITオフィス環境整備補助事業と同様に、今後、関係団体との連携による積極的なPRをはじめ、様々な機会を通じて積極的に周知してまいります。第91回土浦全国花火競技大会開催事業です。本年度の競技大会は、昨年に引き続き、中止とさせていただいたところですが、これまで受け継がれてきた日本の伝統な花火打上技術や花火文化の保存・継承のため、代替企画を実施させていただきました。代替企画は、今回、競技会への出品が予定されていた北海道から鹿児島まで17都道府県45業者の参加による打ち上げに加え、土浦と同じく歴史ある花火競技大会大曲の花火と合同打ち上げを行い、改めて花火の魅力を世の中にPRするとともに、全国の花火大会の再開や継続に向け強いメッセージを発信したものです。次年度は、11月の第1土曜日6日の開催が予定される場所です。開催に向け、雑踏警備や感染症予防に対する安全対策を十分に検討しながら、しっかりと準備を進め魅力ある大会運営に努めてまいります。また、3年後の2025年に土浦の花火は、開催100周年を迎えますことから、打上技術や花火文化の継承など、他の大会とは違った花火のまち土浦ならではの事業にも取り組んでまいりたいと考えています。

○黒須農林水産課長 農林水産課です。つづいて、土浦ブランドアッププロ

プロジェクト推進事業でございます。平成28年度の基本構想から開始、現在まで、先日行われた第4期募集審査で選ばれた商品を含む38品の土浦ブランドを認定し、ブランドイメージメニューの普及や各種メディアを活用したPR事業を行っているものです。今年度の事業内容については、認定制度の継続に向けた検討や、ブランドアッププロジェクト協議会で開発した土浦ブランドイメージメニューの市内飲食店における活用促進を図るほか、イベントでの販売である土浦の恵みマーケット事業及び、インターネットやSNSを活用した各種PR活動を充実させることを考えているところです。つづきまして、畑地帯総合整備事業（虫掛地区）でございます。この事業は、虫掛地区の整備されていないほ場や水路の整備を図るもので、事業主体は県であります。国補事業採択に向けて、県と地元協議会と連携を図って、事業採択に向けた作業を進めるものであります。つづきまして経営体育成基盤整備事業（木田余地区）でございます。こちらは、懸案となっている揚水パイプラインと排水路整備及び機場の更新などを行うものです。こちら県と地元協議会と連携を図って、国補事業採択後に、実施設計等の作業を進めるものです。つづきまして、一般地帯土地改良事業でございます。例年行っているものですが、農道や排水路の整備を行うもので、木田余・菅谷地区等の農道整備や田中・西真鍋地区等の排水整備その他の現場状況等を確認しながら、計画的に整備してゆくものであります。農林水産課は以上です。

○飯泉都市計画課長 都市計画課です。地域公共交通確保維持改善事業につきましましては、地域公共交通計画に基づき、公共交通ネットワークの再構築に向けた取り組みを進めることにより、地区特性に応じた公共交通で快適に移動できるまちを推進するものでございます。令和4年度につきましましては、コミュニティ交通導入促進地域における新規コミュニティ交通の実証運行といたしまして、昨年10月より運行を行っておりますつちまるバスにつきましまして、右叡地区への路線拡大を始め、つちうらMaaS推進協議会における実証実験のほか、中ほど右側の表にございますとおり、路線バスに対しまして、茨城県と沿線市町村との協調補助を行うバス運行対策費負担金や、霞ヶ浦広域バス等への運行補助を行うことにより、公共交通不便地域の解消を目指してまいります。本市の都市計画マスタープラン及び都市計画マスタープランの一部となります立地適正化計画につきましましては、法律の改正等を踏まえるとともに、社会経済変化に対応するため、総合的な都市づくりの基本方針となるものを策定するでございます。都市計画マスタープラン及び立地適正化計画につきましましては、いずれも2か年での策定を予定しており、令和4年度に

つきましては、現計画の検証や全体構想の検討を行うとともに、市民アンケート調査の実施を予定するなど、令和5年度の策定に向け、取組を進めてまいりたいと考えております。スマートインターチェンジ整備事業につきましては、地域生活の充実や地域経済活性化が期待できますことから、設置に向けた検討を行うものでございます。本事業につきましては、これまでスマートインターチェンジ設置の必要性や設置候補箇所についての検討を行い、本年度につきましては、交通量推計や整備効果の検討等を行うとともに、国の相談会に参加いたしました。令和4年度につきましては、国の準備段階調査箇所選定に向け、国やネクスコ等の関係機関と協議を実施しながら、検討を進めてまいります。なお、スマートインターに関しましては、後ほど、報告事項の中で検討作業状況につきまして、報告をさせていただきます。つづきまして、歴史的風致維持向上計画推進事業につきましては、歴史的風致維持向上計画、通称「歴まち計画」を策定し、国の支援等を活用しながら、良好な市街地環境（歴史的風致）の維持・向上を図るものでございます。本計画につきましては、2か年での策定を予定しており、令和4年度につきましては、本市の歴史的風致の整理及び施策の検討等を行うこととし、令和5年度の国による計画認定に向け、検討を進めてまいりたいと考えております。都市計画課からの説明は以上となります。

よろしくお願いいたします。

○平井都市整備課長 都市整備課です。サイドブックス13ページをお願いいたします。インターチェンジ周辺地区土地利用促進事業につきましては、広域交通ネットワークを発揮した適切な土地利用の誘導を行うことにより民間事業所等の立地促進を図るものでございます。本年度については、昨年度に実施した土浦北インターチェンジ周辺地区等現状調査委託にて、土浦北インターチェンジを始め、桜土浦インターチェンジ周辺地区や主要幹線道路を含めた産業発展を促す拠点として、産業系土地利用の可能性が高い地区を選定し、今年度、民間開発事業者へのヒアリング調査等により、候補地の選定・整理等を行い、民間の開発事業者の視点により、土地利用の可能性や、事業実施に向けた条件を把握し、桜土浦インターチェンジ周辺地区での事業化の検討をすすめることといたしました。令和4年度におきましては、これまでの調査結果を基に、候補地の人口・土地利用現況、都市施設の現況等を勘案し、区画整理事業の施行地区の設定に向けた、調査設計を行うと共に、地権者説明会や、各種企業へのヒアリング等を、実施することにより、地権者の合意形成に努め、桜土浦インターチェンジ周辺地区の、立地ニーズの把握を

行ってまいります。つづきまして、サイドブックス14ページをお願いいたします。神立駅西口地区土地区画整理事業につきましては、かすみがうら市とともに、神立駅周辺地区において、土地区画整理事業によりまして、西口駅前広場及び神立停車場線などの都市基盤を、一体的に整備することにより、質の高い市街地の形成を目指しているものでございます。令和4年度につきましては、駅前広場の仕上げの工事を行う計画でございます。この後、その他の案件の神立駅西口地区土地区画整理事業に係る事業計画変更におきまして、改めてご説明をさせていただきます。つづきまして、サイドブックス15ページをお願いいたします。まちなか定住促進支援事業につきましては、定住促進を図る支援制度を活用いたしまして、居住人口の増加による活力と、にぎわいのある中心市街地の再生を図るものでございます。本事業の内容といたしましては、中ほどにございますとおり、賃貸住宅家賃補助、住宅購入補助、住宅転用補助の3つの補助を行うことにより、中心市街地への定住促進を図ってまいりたいと考えております。土浦港周辺広域交流拠点民間事業者誘導事業についてでございますが、土浦港に隣接する川口二丁目地区の京成ホテル跡地につきましては、官民連携による観光拠点を整備することにより、中心市街地の活性化とにぎわい創出を目指すものでございます。本年度につきましては、昨年度、民間事業者による集客施設等の整備可能性について、ヒアリングを行い、参入意向を示した民間事業者を対象に、今年度も、新型コロナの感染状況等を踏まえ、参入意向を示した事業者からの提案等について、継続してヒアリングを行っているところでございます。令和4年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、民間事業者の公募に向けた条件整理等に時間を要したため、この後、補正予算案において改めて御説明をさせていただきますが、民間事業者の進出支援に関する委託業務を繰り越し、コロナの状況を見ながら、市有地の有効活用を図るため民間事業者の公募など、民間活力による事業化に向けた手続を進めていければと考えております。つづきまして、サイドブックス17ページをお願いいたします。中心市街地まちなか再生事業につきましては、中心市街地活性化基本計画の中で、趣（おもむき）・おもてなしゾーンとして位置付けております中央地区におきまして、地域の特性を活かしたまちづくり施策の検討を行うことにより、地区全体の活性化を目指すものでございます。本年度におきましては、中央地区の現状や課題、優位性等を分析した上で、まちづくりの方向性、事業モデルの検討など、中央地区の活性化に寄与する事業についての検討を進めているところでございます。令和4年度につきましては、モデ

ルプランを推進する上での課題の整理，事業参入の可能性に関する民間事業者への需要調査や，当該地域によるまちづくり活動への支援を実施し，地域のまちづくりの機運醸成を図り，地区の活性化に繋がるモデル事業の推進を図ってまいります。都市整備課からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○草間道路建設課長 道路建設課でございます。ひきつづき，御説明いたします。資料では18ページをお願いいたします。橋梁耐震対策橋梁長寿命化修繕事業でございます。こちらの事業は，継続事業でございます。事業の目的といたしましては，橋梁の耐震性を向上させることで，災害時における避難路や緊急輸送路を確保するとともに，市が定める長寿命化修繕計画に基づき，計画的かつ予防的な修繕を行うことで，道路の安全性を確保するものでございます。事業の概要でございますが，これまで耐震補強につきましては，緊急輸送路やJR常磐線などに架かる耐震化予定の33橋のうち，22橋の耐震補強を施工しております。長寿命化修繕事業につきましては，これまで23橋の橋梁長寿命化修繕工事を施工しております。新年度の事業内容としましては，新川6号橋の設計，継続して実施しております土浦二中の東側，国道道路に架かる東真鍋1号橋の落橋防止工事のほか，3橋の耐震補強及び長寿命化修繕工事を進めていく予定でございます。このほか，小松ヶ丘町から富士崎二丁目地内に架かる常磐線3号橋，通称2番橋の架替え工事につきましては，JRへの委託工事について進めていく予定でございます。つづきまして，資料では19ページをお願いいたします。道路新設改良事業でございます。こちらにも，継続事業でございます。この事業は，狭あいな生活道路の拡幅改良や舗装及び交通安全施設工事などを計画的に実施するものでございます。事業の概要といたしまして，現在までの整備状況でございますが，市道の延長約1,531キロメートルに対しまして，約741キロメートルが改良を済んでございまして，改良率といたしましては，48.43パーセントとなっております。新年度の整備予定でございますが，地元からお預かりしております整備要望に基づき，30路線，延長2,865メートルの道路改良工事と改良工事に先立って実施する測量調査及び実施設計など19路線，延長4,193メートルを進めていくものでございます。公有財産の購入及び物件移転補償並びに鑑定・登記料は，拡幅用地の取得などに要する経費でございます。今後につきましても，生活道路の整備を計画的に進めることにより日常生活の利便性向上や地域環境の改善を図り，歩行者と自転車の安全と，緊急車両の通行を確保してまいります。つづきまして，田村沖宿線

延伸道路整備事業でございます。こちらも、継続事業でございます。この事業は、国道354号線おおつ野団地入口交差点から神立駅東地区方面の区間延長約2,900メートルを幅員約14メートルで整備するもので、このうち図面の実践部分2,000メートルにつきましては、令和2年3月までに供用開始をしております。今年度は、図面の点線部分のⅡ期区間の900メートルにおきましてかすみがうら市の区域に属する道路部分の整備方法について協議を行ってきたところでございます。新年度の事業内容は、Ⅱ期区間におきまして、用地買収及び物件補償に着手するため、公有財産購入費、補償補てん及び賠償金を主に予算を組み立てております。つづきまして、荒川沖木田余線（Ⅰ期）整備事業でございます。この事業は、都市計画道路真鍋神林線から国道354号までの延長1,300メートルを現在の3車線から4車線に拡幅整備するものでございます。今年度は、拡幅部の地盤改良工事や排構造物設置工事、擁壁工事などを進めている状況でございます。新年度の事業内容は、道路改良舗装工事や交差点改良工事などを段階的に進めていくことで、令和4年度末までの4車線化を目指しているところでございます。つづいて、荒川沖木田余線（Ⅱ期）整備事業でございます。県道土浦港線から都市計画道路真鍋神林線までの茨城県流域下水道事務所前交差点までの延長630メートルを現在の3車線から4車線に拡幅整備するものでございます。今年度は、道路詳細設計や橋梁詳細設計、地質調査を実施している状況でございます。新年度の事業内容は、用地買収や物件補償に先立ち、用地測量や不動産鑑定補償費算定などを主に進めていく予定でございます。つづきまして、23ページをお願いいたします。木田余神立線街路事業（Ⅱ期）でございます。こちらも継続事業でございます。この事業は、都市計画道路中貫白鳥線から神立病院東側を通過し、かすみがうら市の行政界に至る未整備区間の延長328メートルを幅員12メートルで整備するもので、南北軸の道路ネットワーク強化を図るとともに神立小学校の通学路として児童の安全を確保するものでございます。今年度は、今年度は物件補償や用地買収を進めております。新年度の事業内容でございますが、引き続き物件補償や用地買収を進めていく予定でございます。道路建設課は、以上でございます。

○滝田下水道課長 下水道課でございます。24ページをお願いいたします。都市下水路整備事業及び小規模排水路整備事業でございます。この事業は、都市下水路や小規模排水路の計画的な整備により、豪雨による道路冠水などの解消とともに、生活環境の改善を図るものでございます。事業の概要としまして、一つ目の都市下水路整備事業につきましては、平成22年度から西根

竹の入都市下水路の整備を継続しており，平成24年度からは防衛省の特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用し，年次計画により整備を進めております。二つ目の小規模排水路整備事業は，都市下水路の整備と同じく，浸水対策の一環として，地元からの整備要望などに対応しており，今年度につきましては，虫掛地内及び中荒川沖町地内の実施設計を実施いたしましたので，令和4年度に工事を予定しております。つづきまして，25ページをお願いします。公共下水道（污水）整備事業でございます。この事業は，計画的な公共下水道の整備により，生活環境の向上と霞ヶ浦や河川などの水質保全を図るための事業でございます。本市における令和2年度末の人口普及率は，88.2パーセントと，全国平均の80.1パーセント及び県内の平均63.5パーセントと比較して，高い普及率でございます。新年度につきましては，上大津地区や右靱地区など，未整備地区の継続整備のほか，令和元年度から4か年計画により着手しました東筑波新治工業団地内の污水ポンプ場の新設整備を継続してまいります。公共下水道雨水排水路整備事業でございます。この事業は，市街化の進展に伴う降雨の際の家屋浸水や道路冠水の解消を図るものでございます。事業概要につきましては，現在，二つの雨水幹線を継続整備しているところでございますが，一つ目の木田余1号雨水幹線の整備につきましては，JR常磐線の横断工事が平成29年度に完了し，現在，常磐線から木田余ポンプ場までの未整備区間を整備しております。二つ目の神立菅谷雨水幹線の整備でございますが，この路線につきましても，JR常磐線の横断工事が令和2年度に完了し，引き続き西側の上流区間の整備を継続してまいります。また，菅谷地区で整備中の雨水調整池の新設工事につきましても，計画的に継続してまいります。下水道課は，以上でございます。

○和田水道課長 水道課でございます。水道課でございます。同じくサイドブックの27ページをお願いします。配水管施設整備事業，および老朽管更新事業でございます。この事業は，上水道の普及による生活環境の改善と公衆衛生向上のため，送配水管の計画的な整備による未給水地域の解消を図るとともに，安心・安全な水道水を安定的に供給するための相互連絡管などの整備を進める事業でございます。また，老朽管の更新事業につきましては，耐用年数等の基準を経過した水道管につきまして，計画的な更新工事を行うものでございます。事業の概要につきましては，一つ目の配水管施設の整備事業につきましては，昨年度に続き，未整備地域における地元要望路線の整備のほか，水質や水圧の安定を図るため，相互連絡管の整備を進めてまいります。つづいて，二つ目の老朽管更新事業につきましても，耐用年数等の基準

を経過した配水管や送水管につきまして、施設の耐震化による計画的な更新工事を進めてまいります。水道課は、以上でございます。水道路建設課は以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御質問等ありますか。

○内田委員 荒川沖木田余線、22ページでこれからの話を聞かせてくれる。

○草間道路建設課長 赤の点線部分が市の事業区間で、青の実践部分が県の事業区間です。

○内田委員 だよ。県のほうは始めてるのか。

○草間道路建設課長 足並みをそろえているところですが、県のほうが少し早い状況です。連携して対応していきたいと考えております。

○内田委員 事業が終わるのは令和9年度とあるけれど、早くしてほしい。それと、これは元々県道だと思うんだけど、県と市の将来の維持管理の関係はどうなのか。

○草間道路建設課長 事業期間については、都市計画事業としまして市の事業区間につきましては、県の事業認可を受けており、その期間が令和9年でございます。それから、県道の区域は、図面で分かりづらいところですが、駅の東口のホテルの前から、途中370メートルの下県道の区間270メートルという黒い表示がありますが、県道はここから上のほうに曲がっている部分です。県は市の100メートル区間もやってくれるというところでございます。将来の維持管理につきましても、県の部分は茨城県が行うこととなります。

○内田委員 東口の4車線の維持管理は、県か市か。

○草間道路建設課長 あの部分は、小松坂下までは市道でございます。

○内田委員 坂から上は県なのか。それからグラウンドと駅の間はこの青い部分だけは県なのか。面白いね。これは、将来を考えたら県のほうに預けたいな。本来、これは県道なんだろう。将来的に整理するときがあるのだろう。

○草間道路建設課長 4車線の荒川沖木田余線という一つの路線として、主要幹線道路として見受けられますので、将来的に県道に格上げしてもらおうというようなことにつきましては、事業が終わった際に改めて考えてまいります。

○内田委員 今から、そういう話をしておかないとだめだぞ。

○平石委員長 そのほか、ございますか。

○寺内委員 中心市街地のことだけでも、官民一体というより民間に委ねる

ような説明があったけれども、それでは中心市街地の認定の期間が切れてしまうのではないか。認定の期間に行動を起こさないと、認定が切れて市の単独事業なんて、できないのではないか。ある程度具体化して、こういうことをやるんだとしないと、中心市街地活性化なんて、金額が大きくなりすぎちゃって、夢のまた夢だよ。認定をもらって最初の5年間は何にもやらず、再度認定してもらって2年間経っても何もやらず。それで残り2年くらいになって、中心市街地活性化について議論しているんだよね。中心市街地の活性化なんて、100億のお金が動くよ。それを国の補助金も貰わなくて、市の単独事業なんかでやったら、何年かかるか。それを今年、民間に出してもらって、調査をかけてなんてやっていたら、認定の期間が切れるよ。期間の間に、こういうのをやりますけれども認定の期間が足りないから、延ばしてくださいと国に言わないと、認定はくれないと思う。もうそんな余裕はないよ、考え直さないといけないと思う。船沢部長よ、これはもう猶予がないんだよ。喫緊の課題なんだから、再度これは練り直さないよ。民間だって、皆つくば市に行っちゃって、土浦にあるのは営業所だったのが、一人か二人だけの支所だよ。役所が必死になって、国の補助金を入れて事業をやらないといけないよ。平井課長よ、船沢部長と早急に取り組んでもらわないといけない。中心市街地では、必ず言われる問題だから、小坂委員も同じ考えだと思うよ。ここは、もう1回練り直さないといけない。副市長も、お願いしますよ。

○平石委員長 ほかに、ありますか。

○柏村副委員長 歴史的風致維持向上計画推進業務について、過去に水戸街道だったかな。私のところの中高津と下高津の風景を重視されて、2回ほどやった記憶があるのですが、もう一度ないのでしょいか。

○飯泉都市計画課長 はい。歴史的風致維持向上計画ですけれども、茨城県内では、水戸市と桜川市が国の認定をもらって、計画を進めております。土浦市におきましても、教育委員会のほうが先行して今年度から文化財保存活用地域計画を、文化庁の認定を目指しているのですが、この計画がいわゆるマスタープランで、歴史的風致維持向上計画は、実際に事業を位置付けていくのかというアクションプランでございます。今、教育委員会で歴史的風致も含め、文化財の活用について検討しておりますので、連携して素案の研究をしております。この歴史的風致維持向上計画は、国の史跡、建造物が重点地区として求められており、土浦市では土浦一高、上高津貝塚の2か所が重点地区の対象になりえますので、国の認定を得て、支援を頂きながら文化財の保存と活用、後はそれを守っていくものをこれから作っていきたいと考え

ております。以上です。

○**柏村副委員長** 今言ったように、教育委員会の所管であれば、どうして土木費なのか。

○**飯泉都市計画課長** こちらは国土交通省，農林水産省，文部科学省の認定なのですが，これとは別に教育委員会のほうで文化財保存活用地域計画という別口で作ってございまして，それがマスタープランということで，計画はそれぞれ別に作るものでございます。

○**柏村副委員長** 分かりました。

○**平石委員長** 次に，令和3年度土浦市一般会計補正予算（第16回）（案）について執行部から説明願います。

○**羽成商工観光課長** 令和3年度土浦市一般会計補正予算（第16回）（案）について，御説明します。観光施設等新型コロナウイルス感染症対策事業ですが，こちらは，各種イベント用の感染症対策消耗品として購入を予定していましたマスクや手指消毒液，非接触型電子体温計などが，各種イベントが中止あるいは内容を変更しての開催となり，購入が不要となりましたことから，全額減額補正を行うものです。つづいて，土浦市レストハウス水郷施設改修事業の繰越明許ですが，施設トイレの改修に係る工事請負費です。コロナの感染拡大の影響により，海外におけるトイレ製品の製造・供給に大幅な遅れが生じ，仕入れ価格が急騰したことなどから，応札がなく一度不調に終わったもので，現在，設計変更を終え改めて3月14日執行の入札案件とさせていただきますが，本年度中の着工，工事実施が困難であることから，繰り越しとするものです。

○**黒須農林水産課長** 農林水産課の歳入補正ですが，4ページから5ページの歳入につきましては，説明欄のとおり，事業実績による補助金及び交付金の確定等に伴う，減額補正でありますので，補正予算歳出から主なものを御説明させていただきます。こちらも歳入と同様に，補正の主な理由として事業費の確定によるものです。表の1段目担い手確保及び農地集積事業は県費10分の10で行われる新規就農者への補助及び農地の集積に応じた補助で，事業費の確定による減額補正であります。次の土浦市ふるさと学生応援事業は，新型コロナウイルス感染拡大の影響により，経済活動が一部制限される状況下でありながら，学業に勤しんでいる県外在住の学生に対して，本市の名産品を給付し生活を支援する事業で，事業費の確定による減額補正であります。つづきまして繰越明許事業（案）となります。5款第1項第8目農地費の一般地帯土地改良事業です。繰越額は，1，423万4，000円

です。繰越の理由としては、説明の欄にございますとおり、木田余地区農道整備について、仮設道路造成のための借地及び道路線形について、地主からの合意を得るために、不測の日数を要したことから、工事着手が遅れ、年度内完成が困難になったため、繰り越しさせていただくものです。9ページが工事一覧表、10ページが工事の位置図となります。説明は、以上でございます。

○羽成農業委員会事務局長 歳入は、新たな経済対策により、国の農地集積・集約化等対策地方公共団体事業費補助金で、農業委員会が毎年行います農地の利用状況調査で、現地確認作業が大きな負担のため、タブレットを導入し、事務の効率を図るものです。補助は、タブレット5台の購入費20万円を予定しております。歳出は、タブレット購入費、通信費、システム使用料の合計30万2,000円を計上するものです。また、12ページは、予算成立が年度末のことから年度内の事業実施が困難であることから、歳入、歳出の繰越明許をお願いするものです。

○飯泉都市計画課長 第16回補正予算（案）のうち、歳入につきまして、説明をさせていただきます。歳入につきましては、いずれも事業費の確定に伴います減額等となっております。14ページをお願いいたします。つづきまして、歳出について、説明をさせていただきます。一つ目の地域公共交通確保維持改善事業についてでございますが、複数の市町村をまたぐ民間路線バスに対しまして、国・県・沿線市町村による協調補助を行っておりますバス運行対策費負担金及び本市とかすみがうら市、行方市を結ぶ路線となっております霞ヶ浦広域バス補助金につきましては、新型コロナウイルスの影響によりまして、運賃収入の減少が生じたことから、本市の負担割合に応じまして、増額の補正を行うものでございます。二つ目の地域地区等調査事業につきましては、都市計画原図修正委託料の事業費確定に伴います減額の補正を行うものでございます。三つ目の協働のまちづくりファンド事業につきましては、活用の相談はございましたものの、事業化には至らなかったことから減額の補正を行うとともに、基金積立金の利子確定によります増額の補正を行うものでございます。四つ目の自転車ネットワーク整備事業につきましては、自転車ネットワーク計画に位置付けを行っております矢羽根の整備に関しまして、配置計画を作成するに当たり、事業費の確定に伴います減額の補正を行うものでございます。説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○平井都市整備課長 つづきまして、サイドブックス15ページをお願いい

たします。はじめに、歳入につきまして、説明をさせていただきます。一つ目のまちなか定住促進支援事業費都市構造再編集集中支援事業費補助金につきましては、事業費確定により、国庫補助金の減額補正をお願いするものです。二つ目、土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合負担金剰余金につきましては、令和2年度分の事業費確定に伴う、負担金剰余金の返還による増額補正分となっております。つづきまして、サイドブックス16ページをお願いいたします。歳出について説明させていただきます。一つ目の土浦北インターチェンジ周辺地区土地利用促進事業の補正につきましては、委託料の入札結果によりまして、差額分の減額補正を行うものでございます。二つ目のまちなか定住促進支援事業につきましては、中心市街地エリア内の空きビル等を住宅へ用途変更する者に対して、転用費の2分の1で上限50万円の補助をするものですが、今年度の実績等に基づき減額補正をお願いするものでございます。つづきまして、繰越明許事業につきまして、説明させていただきます。一つ目の都市施設管理事業、土浦駅東西口のエレベータの改修工事につきましては、国費の追加配分に伴い、工事の前倒しが可能となったことから、新法対応エレベータに更新を行うため、昨年6月議会において、改修工事費の増額補正をお願いしたのですが、エレベータのかご本体がオーダー品のため、納期に期間を要しており、各種調整に不測の日数を要したことから、工事請負費の繰越をお願いするものでございます。二つ目の土浦港周辺広域交流拠点民間事業者誘導事業につきましては、りんりんポータに隣接する市有地に民間活力を導入した土地活用を図るため、民間事業者へのヒアリング調査結果等を踏まえて、公募に向けた準備を進めており、今年度も、新型コロナの感染状況等を踏まえて、参入意向を示した民間事業者を対象として事業提案等のヒアリングを行っておりますが、新型コロナの影響等により、民間事業者との協議等が中断したことにより、令和3年度の業務完了が困難なことから、委託料の繰越をお願いするものでございます。都市整備課からの、説明は以上でございます。

○**浅岡道路管理課長** はじめに、歳入の補正でございます。上の枠の道路ストック修繕事業につきましては、舗装の打換などの修繕に要する経費に対し、国の防災・安全社会資本整備総合交付金の対象となるものでございますが、要望額に対しまして、交付額が減少したことに伴います減額補正でございます。つづきまして、下の枠の地籍調査事業につきましては、事業費に対しまして、国及び県からの交付金が県から一括交付されるものでございますが、交付額が減少したことに伴います減額補正でございます。つづきまして、2

3 ページをお願いします。こちらが、一般会計歳出の補正でございます。道路橋梁管理事業の1目道路橋梁総務費の12節委託料につきましては道路台帳加除補正委託料において、県道移管が先送りになったことや繰越し等に伴う作業路線数の減少したことによる減額補正となっております。下の梓道路ストック修繕事業の2目道路維持費の14節工事請負費でございます。こちらにつきましては、歳入の補正予算でも御説明しましたとおり、国の交付金が減額となったことから、歳出予算を減額補正するものでございます。道路管理課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○草間道路建設課長 道路建設課でございます。はじめに、一般会計歳入の補正でございます。一番上の梓と一番下の梓のバリアフリー特定事業をご覧ください。こちらにつきましては、現在進めております神立駅東口広場の改修等に要する経費に対し国から交付されるものでございますが、今年度におきまして当初見込んでおりました交付金が満額で配分されなかったこととJRに委託した敷地境界付近のフェンス設置工事につきまして、最終的に当初から大幅な減額となったことなどから、減額補正をするものでございます。つづきまして、橋梁定期点検事業につきましては、当初予算額に対しまして最終交付決定額が下回ったことから、減額補正するものでございます。つづきまして、一般会計歳出の補正でございます。上の梓の急傾斜地崩壊対策事業では、1目道路橋梁費18節負担金補助及び交付金でございます。現在県が進めております東真鍋地区における急傾斜地崩壊対策工事につきまして、県の事業費が当初予定より減額して確定したことから茨城県砂防協会会費の全額免除になったことに伴う負担金を減額補正するものでございます。つづきまして、中段の橋梁定期点検事業につきましては、2目道路維持費の12節委託料でございます。今年度、JR常磐線をまたぐ橋梁の点検につきまして、最終的に当初契約から大幅の減額となったことから、委託料を減額補正するものでございます。つづきまして、先ほど歳入の減額補正でも御説明しましたが、神立駅東口広場から線路沿いをかすみがうら市方面へと向かう歩行者専用道路の整備におきましてJRに委託した敷地境界付近のフェンス設置工事について大幅な減額となったことから、委託料を減額補正するものでございます。つづきまして、常名虫掛線街路事業は、5目常名虫掛線街路事業費12節委託料3,548万円及び工事請負費の260万円でございます。今年度の事業といたしまして、未整備区間の県道部分、延長565メートルの道路詳細設計や用地地測料のほか、流末排水路の修正設計、路線測量などの予算を頂いており、茨城県が進める圃場整備事業の進捗に合わせて進

めていく予定でしたが、県道の移管手続が遅延していることや、圃場整備事業において一部地権者の同意が得られず、事業が進んでいない状況などから、今年度につきましては、減額補正するものでございます。なお、県道の移管手続につきましては、新年度に茨城県との覚書の締結を見込んでおりますことから、今回減額補正する予算につきましては、新年度予算として同額を計上しております。つづきまして、27ページをお願いいたします。繰越明許事業（案）でございます。梓の中の橋梁定期点検事業につきましては、委託先の一般財団法人茨城県建設技術公社との調整に日数を要し、年度内完成が困難となったものでございます。つづきまして、橋梁耐震対策長寿命化修繕事業設計委託1件と工事3件でございます。いずれも国道管理者ほか関係機関との調整に不測の日数を要し、発注が遅れ、年度内完成が困難となったものでございます。つづきまして、道路新設改良事業は、5件の委託は地元との調整等に、19件の工事は用地交渉等に不測の日数を要し、発注が遅れ、年度内完成が困難となったため。用地10件及び補償5件は、交渉に日数を要し、年度内完成が困難となったためでございます。つづきまして、バリアフリー特定事業につきましては、JR神立駅東口広場におきまして委託した設置工事完了後に市が行う歩行者専用道路の工事でございます。JR水戸支社との工事内容の調整に日数を要し、年度内の完成が困難となったため。つづきまして、繰越明許事業（案）でございます。荒川沖木田余線（Ⅰ期）の工事4件につきましては、地元住民等との調整に不測の日数を要したもので、補償金については、工事に支障となる電柱の移設に不測の日数を要したことから、年度内完成が困難となったものでございます。荒川沖木田余線（Ⅱ期）整備事業につきましては、委託4件については、道路や橋梁の設計を進めているものでありますが、隣接する茨城県施工区間と一体的な整備を必要とすることから、土浦土木事務所や関係機関との調整に日数を要し、年度内の完成が困難となったものでございます。木田余神立線街路事業（Ⅱ期）は、用地2件、補償5件につきましては、用地交渉に日数を要したもので、補償物件の移設を年度内に完了することが困難となったものでございます。事業ごとの詳細一覧と繰越案件の位置図につきましては、次の29ページから78ページまでとなっております。道路建設課は、以上でございます。

○大貫住宅営繕課長 住宅営繕課です。繰越明許事業となります。公営住宅管理事業で実施しております神立住宅1号棟屋上防水及び外壁改修工事につきましては、土浦市公営住宅等長寿命化計画に基づき年次的に実施してい

る工事となります。当初、10月に一般競争入札を実施いたしましたが、落札業者が契約における審査で失格となり契約ができなかったため、再度の入札となりました。入札手続等に2か月を要し、工事開始が遅れることから年度内の完了が困難なため、繰越をさせていただくものです。説明は、以上となります。

○滝田下水道課長 下水道課でございます。繰越明許事業（案）でございます。排水路維持管理事業の繰越をお願いするものでございます。この事業につきましては、天川一丁目の東側に位置する道路に埋設された永国西都市下水道につきまして、経年劣化に伴う管渠の改修のため、管渠更生工事を実施するものでございますが、地元との調整に時間を要したことから、繰越をお願いするものでございます。なお、81ページに排水路維持管理事業の繰越事業一覧、82ページに施工箇所的位置図が添付してございます。下水道課は、以上でございます。よろしく申し上げます。

○平石委員長 ありがとうございます。質問等はございますか。

○寺内委員 羽成課長、レストハウス水郷が不調で再度見積もりをしたということなんだけど、どのくらい増額したのか。

○羽成商工観光課長 約200万でございます。

○柏村副委員長 農林水産業費の優良種苗導入資金貸付金は、申請がなかったということですが、今、在来の種をどう守るかということをやっていると思っていたのですが、申請がないということは、主な理由はなんでしょう。

○黒須農林水産課長 こちらは、花き農家が年度当初に花の種を買うために、農協を通じて低金利で借りられる制度なのですが、聞いたところによると、手続等が難しいというところで。

○佐藤産業経済部長 ただ今、課長が申したように、収入が入ってくるのが遅い花き部会に種苗導入ということで、低金利でお金を貸すものですが、申込をせずに、自己資金でされている方が実際の方です。しかし、花き農家さんは収入が入ってくるのが遅いので、この制度は引き続き残していきたいというところでございます。

○柏村副委員長 分かりました。あと、22ページの地籍調査負担金の交付決定とありますが、地籍調査の計画は何年くらいで終了するのでしょうか。

○浅岡道路管理課長 地籍調査の今後の予定でございますが、荒川沖、富士崎とありますが、令和21年に終了する計画となっております。

（「この世にいないわな」との声あり）

○柏村副委員長 私は、この世にいないと思いますが、分かりました。

○勝田委員 6 ページの新規就労者に対しての支援金が思ったよりなくて、半額以上減額ということなんですけれども、どのくらい新規の就労者がいたのかということと、一方で、手野地区畑を見て回ったところ、中国人の方々が農地を買いたいという看板を立てて募集しています。農業委員会は把握していると思いますが、こうして外国の人が市の農地を買ったり借りたりすることを、市はどのように考えていますか。

○黒須農林水産課長 まず、新規就労者の募集については、11人でございました。

○佐藤産業経済部長 中国の人については、神立地区でちょっと前からですけれども、これは阿見、石岡でも同じような状況です。市としては、外国人ということよりも、担い手が不足していることや、農作をしていない農地がございますので、地元の方の意向も調査しました。大規模な農業法人の参入も行われてきておりますので、そうした礎がしっかりした農業法人さんと地元、県とも協働しまして、そういった方できるだけ荒廃農地を担っていただく方向で動いております。

○勝田委員 確認ですが、外国人だからといって排除することはしないで、ちゃんと整っていれば、市は受け入れますという考え方ですか。

○黒須農林水産課長 正規の手続を踏んでいただければ、拒否することはないと考えております。

○平石委員長 それではここで暫時休憩とします。10分後再開します。

(午前10時10分休憩)

(午前10時20分再開)

○平石委員長 再開します。令和3年度土浦市駐車場事業特別会計補正予算(第1回)(案)について説明をお願いします。

○平井都市整備課長 つづきまして、サイドブックス資料につきましては、  
③令和3年度土浦市駐車場事業特別会計補正予算(第1回)(案)についてでございます。資料2ページをお願いいたします。令和3年度第1回補正予算(案)について説明いたします。はじめに、上段の歳入につきまして、説明をさせていただきます。駐車場事業特別会計における令和2年度の決算剰余金について、地方財政法第7条第1項の規定に基づき、繰越金として、835万6,000円の増額補正をお願いし、下段の歳出分としまして、同額を設備の更新等に必要経費として財政調整基金に積み立てるため、増額補正をお願いするものでございます。なお、地方財政法第7条におきましては、

各会計年度において、歳入歳出の決算剰余金が生じた場合、当該剰余金のうち、2分の1を下らない金額は、剰余金が生じた翌々年度までに積み立なければならないことから、令和元年度及び令和2年度の決算剰余金の合計額を積み立てるものでございます。説明は、以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について御質問でございますでしょうか。

（「なし」との声あり）

○平石委員長 それでは、つづきまして、④令和3年度土浦市水道事業会計補正予算（第2回）（案）について説明をお願いします。

○和田水道課長 水道課でございます。サイドブックの④令和3年度土浦市水道事業会計補正予算（第2回）（案）のページをお願いします。別添資料の4、令和3年度土浦市水道事業会計補正予算（第2回）（案）の2ページをお願いします。1款水道事業収益の2項営業外収益の4目補助金の補正でございます。補正の内容でございますが、昨年、12月議会の産業建設委員会におきまして、本年度、県水政課により創設されました水道普及促進事業補助金の活用による水道加入金の減免制度について、御説明したところでございますが、令和3年度に本市が実施した水道普及促進に関する事業につきまして、県からの補助金の受け入れがありますことから、歳入額の増額補正をお願いするものでございます。補正額の内訳につきましては、現在まで県企業局の支援制度を受けるために実施してまいりました本市負担の水道加入金の減免額に対しまして、新たに設けられた県水政課の補助が受けられるものでございます。当該制度の活用により、本年度の水道加入件数、約870件分につきまして、県予算の配分割合により、減免総額の20パーセントに当たる278万4,000円が水道普及促進事業費補助金として交付予定となっております。水道課の説明は以上です。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について御質問でございますでしょうか。

（「なし」との声あり）

○平石委員長 それでは、つづきまして、⑤土浦市火入れに関する条例の一部改正（案）について説明をお願いします。

○黒須農林水産課長 農林水産課でございます。サイドブックの資料5土浦市火入れに関する条例の一部改正（案）についてをお願いいたします。

（「火入れって何だっけ」との声あり）

○黒須農林水産課長 市の森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲の土

地に、造林、開墾準備、害虫駆除、焼き畑などと目的に行われるものでございます。

○佐藤産業経済部長 具体的には、新治で土手を焼いているような芝焼きが該当となります。

○平石委員長 説明の続きをお願いします。

○黒須農林水産課長 2ページをお開き下さい。土浦市火入れに関する条例の一部改正（案）について、御説明いたします。本条例は、当市の森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法第21条の許可の手續その他必要な事項を定めるもので、本条例の様式に申請者に押印を求める部分が含まれていることから、土浦市押印を求める手續の見直し等のための関係条例の整備に関する条例の制定に伴い押印部分を廃止するとともに、文言等の修正を行うもので、令和4年4月1日から施行するものであります。説明は以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について御質問ございますでしょうか。

（「なし」との声あり）

○平石委員長 それでは、つづきまして、土浦市下水道条例の一部改正（案）について説明をお願いします。

○滝田下水道課長 下水道課です。土浦市下水道条例の一部改正でございます。下水道法施行令が令和3年10月29日に改正となり、令和3年11月1日から施行されました。このことに伴い追加条項があり、参照すべき条項の番号が変わりますことから、土浦市下水道条例を一部改正するものでございます。また、併せて字句修正及び令和4年度供用開始いたします東筑波新治工業団地ポンプ場を別表第1に、名称と位置を加えるものでございます。施行日でございますが、令和4年4月1日から施行いたします。なお、3ページが案文であり、4ページから6ページにつきましては、新旧対照表でございます。下水道課は、以上でございます。よろしく申し上げます。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について御質問ございますでしょうか。

（「なし」との声あり）

○平石委員長 それでは、つづきまして、市道の路線の認定及び廃止（案）について、説明をお願いします。

○浅岡道路管理課長 道路管理課です。⑦市道路線の認定及び廃止（案）につきまして、御説明いたします。2ページをお願いいたします。今回、市道

の認定（案）につきましては，都和一丁目5号線，6号線，7号線，8号線，9号線，10号線，滝田一丁目17号線，下高津三丁目15号線，乙戸81号線の9路線でございます。また，市道の廃止（案）につきましては，木田余104号線及び105号線の2路線でございます。市道認定路線の概要でございます。いずれも，開発行為により新設された道路でありまして，道路側溝が敷設され，舗装も完了しております。3ページをお願いいたします。はじめに，都和一丁目5号線，6号線，7号線につきましては，恐れ入ります，8ページをお願いします。県立土浦工業高校の北側に位置します都和一丁目地内におきまして，株式会社シンエステートによります開発面積約7，551平方メートル，28区画の宅地分譲地内に新設した道路でありまして5号線は幅員6.0メートル，延長87.02メートル，6号線は幅員6.0メートル，延長113.60メートル，7号線は幅員6.0メートル，延長26.82メートルの市道を認定するものでございます。つづきまして，都和一丁目8号線，9号線，10号線は，御説明させていただいた南側におきまして，コスモ総合建設株式会社によります，開発面積約6，421平方メートル，22区画の宅地分譲地内に8号線は幅員6.0メートル，延長81.48メートル，9号線は幅員6.0メートル，延長69.37メートル，10号線は幅員6.0メートル，延長49.35メートルの市道を認定するものでございます。つづきまして，滝田一丁目17号線でございます。9ページをお願いします。場所につきましては，国交省霞ヶ浦河川事務所土浦出張所の南側に位置します滝田一丁目地内におきまして，株式会社アーネストワンによります開発面積約3，017平方メートル，13区画の宅地分譲地内に幅員6.0から9.0メートル，延長36.23メートルの市道を認定するものでございます。10ページをお願いいたします。つづきまして，下高津三丁目15号線は，土浦市立下高津小学校の北側に位置します下高津三丁目地内におきまして，有限会社ネオポリスによります開発面積約3，727平方メートル，14区画の宅地分譲地内に幅員6.0メートル，延長117.56メートルの市道として認定するものでございます。11ページをお願いいたします。つづきまして，乙戸81号線は，土浦市青年の家の南側に位置します乙戸地内におきまして，株式会社アーネストワンによります開発面積約1，513平方メートル，6区画の宅地分譲地内に幅員6.0から10.0メートル，延長52.92メートルの市道を認定するものでございます。つづきまして，少しお戻りいただいて，6ページをお願いいたします。市道廃止路線の概要でございます。木田余104号線及び105号線は，1

04号線延長73.37メートル、幅員1.00から1.10メートル、105号線延長96.33メートル、幅員1.50メートルから3.75メートルの市道でございますが、隣接土地所有者が払下げを希望しております。現地を確認したところ、道路としての機能・形態が全くなく、払下げに支障がないので、市道の認定を廃止するものでございます。13ページをお願いいたします。場所につきましては、二中地区公民館の北側で浅間台高架橋の下となります。以上、9路線の市道認定及び2路線の市道廃止につきまして、よろしくをお願いいたします。以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について御質問でございますでしょうか。

○内田委員 都和団地のところで、シンエステートはあるんだけど、コスモ総合建設のほうは、図面ありますか。

○浅岡道路管理課長 8ページの・・・

○内田委員 ああ、これか。一つの図面に2社入っているのか。分かった、分かった。

○平石委員長 それでは、つづきまして、報告事項です。入札案件について、執行部から順次説明をお願いします。

○羽成商工観光課長 入札案件について、御説明します。土商工第6号土浦市レストハウス水郷トイレ改修工事です。先ほど繰越明許において御説明しましたが、機能低下の著しい既存トイレにつきまして、男女個室のウォシュレット化、手洗い場の自動洗浄化などを行い、衛生的な環境を提供をできるよう整備するものです。以上でございます。

○黒須農林水産課長 農林水産課でございます。農整工県単第1号木田余地区農道整備工事でございます。この工事は、先ほど繰越明渠事業（案）で説明させていただいたもので、地元要望により農道整備工事を行うものです。工事内容は、路盤工165平米、H形鋼杭土留め工180.1メートルを設置するものです。説明は以上でございます。

○草間道路建設課長 道路建設課でございます。ひきつづき、御説明いたします。道路建設課の入札案件につきましては、6件でございます。4ページをお願いいたします。市道上高津新町5・7号線改良工事でございます。工事の場所につきましては、天川団地の北側に位置する上高津新町地内の生活道路でございます。工事の概要としましては、延長132メートルの区間におきまして、現況幅員約1.8メートルの道路を、計画幅員4.0メートルに拡幅改良するもので、道路側溝を布設し、舗装を整備する工事でございます。

す。5ページをお願いいたします。市道真鍋四丁目8号線実施設計委託でございます。委託の場所につきましては、土浦第一高等学校の北側に隣接する真鍋四丁目地内の生活道路でございます。委託の概要としましては、延長210メートルの区間におきまして、現況幅員約2.5メートルの道路を、計画幅員4.0メートルに拡幅改良するための、設計委託でございます。続きまして、6ページをお願いいたします。市道神立68号線実施設計委託でございます。委託の場所につきましては、神立地区コミュニティセンターの西側に位置する神立町地内の生活道路でございます。委託の概要としましては、延長100メートルの区間におきまして、現況幅員約3.6メートルの道路を、計画幅員4.0メートルに拡幅改良するための設計委託でございます。7ページをお願いいたします。市道東真鍋5号線、実施設計委託でございます。委託の場所につきましては、土浦第二中学校の西側に位置する東真鍋町地内の生活道路でございます。委託の概要としましては、延長125メートルの区間におきまして、現況幅員約3.8メートルの道路を、計画幅員4.0メートルに拡幅改良するための、設計委託でございます。8ページをお願いいたします。都市計画道路荒川沖木田余線（Ⅱ期）天王橋橋梁詳細設計委託でございます。委託の場所につきましては、川口ポンプ場の東側に位置する一級河川新川に架かる、荒川沖木田余線の橋梁でございます。委託の概要としましては、現在の幅員18メートルの橋梁を幅員25メートルの橋梁に架替するため必要な橋梁の基礎及び橋台、上部工の設計などを行うものでございます。9ページをお願いいたします。市道虫掛66号線改良工事でございます。工事の場所につきましては、りんりんロード虫掛休憩所の北西側に位置する、新設道路でございます。工事の概要としましては、延長270メートルの区間におきまして、計画幅員8.0から12.0メートルの新設道路を整備する工事でございます。長年、用地の問題により買収ができなかった路線でございますが、この度、未買収用地が全て取得できましたことから、工事を発注したものでございます。道路建設課の案件につきましては、以上でございます。

○滝田下水道課長 下水道課でございます。入札案件につきましては、14ページをお願いいたします。国補公下維（委）第6号田村第一処理分区外重要な幹線等管渠点検等業務委託でございます。この委託は、緊急輸送路などに埋設された下水道管渠の点検でございます。田村第一処理分区外2処理分区の管口カメラ点検203か所の調査委託でございます。この委託ですが、点検でございますので、業務が完了後に、結果に異常がある箇所について再度詳細

に調査を実施する予定でございます。つづきまして、15ページをお願いいたします。国補公下維（委）第7号の荒川沖第二処理分区外重要な幹線等管渠点検等業務委託でございます。この委託は先ほどの6号と同様でございますが、管口カメラ点検147か所と、口径が600ミリ以上のときに行います人孔目視調査46か所の調査委託でございます。つづきまして、16ページをお願いいたします。国補公下維（委）第8号湖北処理分区他管渠調査業務委託でございます。この委託は、令和2年度に点検調査を行いました中で、異常が発見された箇所を再度詳細に実施するものでございます。調査箇所でございますが、湖北処理分区と川口処理分区の管渠調査2,074メートルの調査委託でございます。つづきまして、17ページをお願いいたします。公下維（委）第39号大和町地内外管渠更生実施設計業務委託でございます。この委託は、市役所付近と文京町交番付近の2スパンの設計業務委託でございます。詳細に調査した結果、危険度が非常に高い事とバス路線であり交通量も多いことから、早急に設計を実施するものでございます。概要でございますが、管更生実施設計64.97メートルで、既設管の劣化度調査2か所でございます。つづきまして、18ページをお願いいたします。国補公下維（工）第2号大畑地内公共下水道管渠更生工事でございます。この工事は、下水道管渠の点検において危険度が高いと判定された箇所の管渠更生工事でございます。概要としましては、既設のヒューム管400ミリから600ミリの管を延長406.01メートル更生する工事でございます。19ページをお願いいたします。公下維（工）第131号湖北一丁目地内外公共下水道管渠更生工事でございます。この工事も、下水道管渠の点検において危険と判定された箇所の管渠更生工事でございます。概要としましては、既設のヒューム管250ミリの管を延長67.74メートル更生する工事でございます。つづきまして、20ページをお願いいたします。公下維（工）第132号東崎地内公共下水道管渠更生工事でございます。この工事は、亀城ポンプ場の敷地内に布設してありますヒューム管1500ミリの管が腐食してきているため、2.95メートル更生する工事でございます。つづきまして、21ページをお願いいたします。国補公下第6号田村第一処理分区公共下水道（污水）工事（4工区）でございます。この工事箇所は、茨城県総合検診協会県南センターの南側でございます。工事内容につきましては、口径200ミリの污水管渠を、124.9メートル、境川を横断するため圧送管を28メートル、マンホールポンプ施設1式を行う工事でございます。国補公下（雨水）第1号木田余1号雨水幹線整備工事でございます。この工事は、真鍋6丁目付近から木田

余地区にかけての雨水排水につきまして、木田余ポンプ場から境川へ排水するための函路整備工事でございます。このたびの工事は、昨年度の施工区間に続き、横幅3.5メートル、高さ1.8メートルのボックスカルバートを4.2メートル区間埋設する工事でございます。下水道課は、以上9件でございます。よろしく申し上げます。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について御質問でございますでしょうか。

○寺内委員 管渠の検査の結果報告がない。昨年度、旧市内の検査をしているはずなんだけど、80か所くらい。ある程度、検査の結果の報告はもらいたい。旧市内は雨水とあれが合流式になってるから、臭いが立ち上っちゃうんだよ。そうすると、市民から言われるんだよ。検査の結果と、その後の目安を教えてもらえるとありがたい。和田課長の時に、何回か洗ってもらったけど、やっぱり、そういうことで市民に不快な思いをしてほしくないで、よろしく申し上げます。

○平石委員長 それでは、下水道課長、その件については、申し上げます。つづきまして、第4期土浦ブランドの認定について、説明申し上げます。

○黒須農林水産課長 農林水産課でございます。サイドブックの資料9第4期土浦ブランドの認定についてをお願いいたします。2ページをお開き下さい。12月の委員会で御報告をさせていただきました第4期土浦ブランド認定品の募集を行ったところ、7点の応募がございました。これらについて、去る2月17日に審査会を実施し、土浦ブランドアッププロジェクト推進協議会委員により厳正なる審査を行っていただきました審査結果一覧表でございます。こちらに記載のとおり、応募いただきました7品全てが新たに土浦ブランドとして認定され、土浦ブランド認定品は、全38品となりました。今後も、土浦ブランドに認定した農林水産物やその加工品を広くPRすることで、本市のブランド力底上げを図ってまいります。説明は、以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について御質問でございますでしょうか。

(「なし」との声あり)

○平石委員長 それでは、つづきまして、土浦市農業振興地域整備計画の見直し(案)について説明申し上げます。

○黒須農林水産課長 農林水産課でございます。土浦市農業振興地域整備計画の見直し(案)について御説明いたします。農業振興地域整備計画は、農

業の健全な発展を図ることを目的とし、農業の振興を図るべき地域を定め、土地の有効活用と農業の近代化に向けて計画的に推進するものであり、国や県が定めた基本方針に基づいて、市町村が定めるものです。令和2年度12月の委員会で、今年度の見直しについて、御報告をさせていただきましたとおり、前回の見直し（平成27年度）から5年が経過したことと、茨城県が基本方針を変更したことに伴い、前年度より現地調査や庁内GISなどを活用しながら見直しを行い、新たな計画（案）を作成したものでございます。3ページをお願いします。今回の見直し内容を基に作成いたしました農用地区域の図面でございます。図面の中、黄色い区域はこれまでと同様に農用地区域として指定する区域となっており、赤い区域は荒廃し山林化したことで農地として復元不可能と判断された農地や河川用地や道路用地など他の用途で利用されることとなった農地であり、農用地区域から除外する区域となっております。また、黒い区域は、農用地等に隣接し、確保すべき優良農地として新たに農用地区域に編入される部分になります。現在、この変更案をもとに茨城県と協議を行い、計画変更を進めております。県の同意が得られ次第、公告・閲覧、関係機関からの意見聴取や異議申し立てなどを経て、決定いたします。決定後は、市農林水産課HPにて新たな農用地区域の図面等を公開する予定です。説明は、以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について御質問ございますでしょうか。

（「なし」との声あり）

○平石委員長 それでは、つづきまして、つちまるバスの運行状況について、説明をお願いします。

○飯泉都市計画課長 つづきまして、産業建設委員会資料の⑪つちまるバスの運行状況についてをお願いいたします。それでは、表紙をおめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。つちまるバスにつきましては、3番の事業目的にありますとおり、公共交通不便地域の解消を目的といたしまして、公共交通計画の位置付けに基づき、導入を図るものでございます。このような中、中村南・西根南地区の運行状況につきましては、令和3年10月20日から運行を開始しております。4番の運行概要にありますとおり、午前8時から午後5時45分まで、1日10便、運賃は1回200円となっております。5番の利用者につきましては、1日平均約22人で、1便当たり2.2人の乗車率となっております。なお、次の地区につきましては、右靱地区への導入を検討しておりますことから、右靱地区の住民の皆さんの

意向を把握するため、来月、住民を対象としたアンケート調査の実施を予定しております。つちまるバスにつきましては、適宜、産業建設委員会の皆さんに御報告の上、御意見等を頂戴しながら、取組を進めてまいります。説明は、以上となります。よろしくお願いたします。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について御質問ございますでしょうか。

(「なし」との声あり)

○平石委員長 それでは、つづきまして、スマートインターチェンジ設置可能性検討事業について説明をお願いします。

○飯泉都市計画課長 つづきまして、産業建設委員会資料の⑫スマートインターチェンジ設置可能性検討事業についてをお願いいたします。それでは、表紙をおめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。スマートインターチェンジ設置可能性検討事業につきましては、令和2年度から2か年で調査を実施しておりまして、昨年度は必要性及び設置候補地位置の検討等を実施しております。本年度につきましては、スマートインター整備に伴う交通量の推計や整備効果の検討等を実施いたしました。2番の設置候補地位置の検討といたしましては、桜土浦インターから土浦北インターの間には、主要な幹線道路となる4本の県道がございますことから、この4か所での整備につきまして、比較検討を行いました。その結果につきましては、次の3ページをお願いいたします。南から①といたしまして、土浦坂東線、②土浦境線、いわゆる土浦学園線でございます。③が土浦大曾根線、④が小野土浦線、この4か所につきまして、既設インターからの距離や本線の構造形式、接続道路の交通量や土地利用状況等、整備効果を踏まえ、比較検討した結果、②の土浦境線から③土浦大曾根線付近を設置候補地として、検討を進めてまいりました。4ページをお願いいたします。4番のスマートインター設置の必要性及び期待される効果といたしまして、5つの視点で整理をしております。(1) 中心市街地活性化の支援といたしまして、スマートインターが整備されることにより、土浦駅およびつくば駅周辺の中心市街地地区へのアクセス向上により、中心市街地活性化が図られるというものでございます。(2) 商業・観光振興による地域活性化につきましては、歴史・文化資源が集積する観光エリアや、土浦駅東口エリアへのダイレクトなアクセスが可能となり、来訪者増加に寄与するというものでございます。(3) 企業立地魅力向上と物流効率化への支援につきましては、主要な商業施設や物流施設などへのアクセス向上により、物流の効率化、企業立地に向けた魅力向上に寄与するもの

となっております。その他（４）救急医療の支援、（５）防災まちづくりの支援という視点からも整備効果が得られるものとなっております。５ページをお願いいたします。５番の概略検討といたしましては、施工性や維持管理性などを勘案いたしまして、最も整備効果が高い土浦境線へ取り付ける案を最適案の候補として、関係機関と検討を進めてまいります。なお、土浦大曾根線につきましても、土浦境線と近接したエリアとなっておりますので、沿線地区の市道改良等も含め、全体として、より整備効果を得ることができるような形で検討してまいります。６番の今後の予定（案）といたしましては、令和４年度以降に設計等を実施し、その後、用地買収・工事に着手いたしまして、早期供用開始を目標に、作業を進めてまいりたいと考えております。進捗状況につきましては、適宜、産業建設委員会にご説明の上、御意見等を頂戴しながら、取組を進めてまいります。説明は、以上となります。よろしくをお願いいたします。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について御質問がございますでしょうか。

（「なし」との声あり）

○平石委員長 それでは、つづきまして、土浦市駐車場指定管理に向けた検討（案）について説明をお願いします。

○平井都市整備課長 つづきまして、サイドブックス資料につきましては、⑬土浦市駐車場指定管理に向けた検討（案）についてでございます。資料２ページをお願いいたします。土浦市駐車場指定管理に向けた検討（案）についてでございます。こちらは、昨年１１月の事前委員会の際に報告をさせていただきましたが、令和５年４月からの指定管理者による市駐車場の管理運営の移行につきまして、利用者の満足度の高い駐車場サービスが提供できるよう現在準備を進めており、現状における検討（案）について、説明させていただくものでございます。対象施設は１番に記載の、以下５施設としまして、２番の指定期間については、公の施設の指定管理者制度導入に係る基本方針に基づき、５年間としたものです。なお、指定管理の形態につきましては、３番に記載のとおり、前回の指定管理制導入時と同様に、利用料金制を導入するものです。なお、指定管理の納付金につきましては、４番の区分表のとおり、最低保証金として市に収める基本納付額と決算確定後に差額を納める追加納付額の２つの区分を考えてございます。最後に５番の指定管理者の選考につきましては、駐車場の運営については公共交通の基盤としての役割を持つ一方で、採算性や効率性が求められ、安定的な経営マネジメントが

必要となるため、専門的な視点に基づき、検討を行いたいと考えてございます。なお、指定管理者の導入に向けましては、これからも、議会へ丁寧な説明を行い、進めてまいりますので、よろしく願いいたします。説明は、以上となります。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について御質問ございますでしょうか。

(「なし」との声あり)

○平石委員長 それでは、つづきまして、神立駅西口土地区画整理事業に係る事業計画変更(期間延長)について説明をお願いします。

○平井都市整備課長 つづきまして、サイドブックス資料につきましては、⑭神立駅西口土地区画整理事業に係る事業計画変更(期間延長)についてでございます。資料2ページをお願いいたします。神立駅西口土地区画整理事業に係る事業計画変更(期間延長)について、説明させていただきます。1番の変更案ですが、事業期間は令和2年7月に令和5年3月31日までとしておりましたが、それを1年間延長して、令和6年3月31日までに変更するものです。つぎに、期間の延長理由2番の変更理由ですが、神立駅前西通り線の供用が、当初より、5か月遅れたことによるものです。計画では、令和3年3月に供用を開始し、駅前県道用地を含む駅前広場工事に本格着手する予定でしたが、神立駅前西通り線の供用に、支障のある、営業店舗の解体に際し、アスベストが見つかり、処理に不測の日数を要し、供用開始に2か月の遅れが生じたこと、また、東電の自社の電柱移設のために行った用地交渉が難航し、不測の日数を要し3か月遅れたこと、この2つの要因が重なり、神立駅前西通り線の供用に、支障を期たしたため、令和3年8月に供用開始となり、工事及び事業スケジュールに遅れが生じたものです。今後は、両市議会に報告をした後、県に対し、事業計画の変更申請等手続きを行い、変更縦覧等を経て、令和4年9月頃までに、変更許可を得たいと考えております。なお、事業期間の延長に伴い、事業費の増額は生じない見込みでございます。次に資料3ページをお願いします。行政界の変更案でございます。こちらは、総務市民委員会の付託案件となりますが、関連がありますので、説明させていただきます。当該地区の土地区画整理事業に伴いまして、計画した整形な区画に合わせて、行政界を変更することにより、従前と異なる市域に換地される方や、行政界により宅地が各々の市域に分断されるといった不利益の解消を行うため、行政界を変更するものです。赤の点線部が現在の行政界、緑の点線部が新しい行政界(案)となります。位置図中央の神立駅前西通り線

の上部，向かって左側赤の点線，右側の緑の点線に囲まれた区域が土浦市となる区域の下，向かって左側の緑の点線と右側の赤の点線で囲まれた区域が新たにかすみがうら市となる区域です。704平米の等積交換により，行政界の変更を行うものでございます。説明は，以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について御質問でございますでしょうか。

（「なし」との声あり）

○平石委員長 それでは，つづきまして，総合評価方式の再開について，説明をお願いします。

○秋山管財課長 管財課でございます。サイドブックスの総合評価方式の再開についてをお願いいたします。現在管財課の契約は，一般競争入札，指名競争入札，随意契約等を行っておりますが，一般競争入札において，一部総合評価方式を再開したいと思います。この総合評価方式ですが，以前は平成21年，22年に実施しておりましたが，その後実施することなく10年が経過してしまいました。近年，国・県では品確法の改正等により，総合評価方式がどんどん進められ，県では一般競争入札の約40パーセントが実施されており，また水戸市，つくば市でも実施・拡充されている状態です。このような状況の中，国・県や地元建設業者協会から総合評価方式導入の要請が毎年あることから，土浦市でも令和4年度に再開していきたいと思っております。サイドブックス4ページをお開けください。一般競争入札では，予定価格1億・最低制限価格9,000万の場合，D社が落札となりますが，総合評価方式では，予定価格1億・調査基準価格9,000万の場合，各事業者に標準点100を与え技術評価点を加え，評価点を入札価格で割り，評価値を出し，その評価値の大きいA者が落札者になります。金額多いA者が落札者となりますが，成果物の品質向上によるコスト削減，不良工事・談合の未然防止，技術的社会的な競争のため，技術と経営に優れた健全な建設業者の育成が期待されることとなります。1ページに戻っていただき，メリットばかりお話ししましたが，デメリットもございます。通常の入札に比べて，評価項目の設定や県の学識経験者の聴取等，約1か月半かかってしまいます。また，事業者も準備する書類が増えることとなります。そのため，担当課の協力及び建設業者の理解が必要となります。総合評価方式を選択する工事は，大規模な橋梁の長寿命化・耐震工事とか，雨水路の敷設工事，議会案件の大規模工事などのAランクの土木一式工事を考えております。何しろ10年ぶりに再開するため，手探りではございますが令和4年度から試行していきたいと

思います。説明は以上になります。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について御質問でございますでしょうか。

(「なし」との声あり)

○平石委員長 それでは、次の工事発注状況報告については、各自資料を御覧いただくとして、説明は省略します。その他について、執行部からありますか。

○羽成商工観光課長 商工観光課です。日立建機(株)土浦工場エンジニアリング棟の新設に伴う社員の動きについて、御説明します。日立建機の研究開発機能が、土浦に集約される件につきましては、11月臨時会の委員会の際、その報道発表について情報共有させていただいたところですが、エンジニアリング棟の収容人数約2,700人について、改めてその動きを確認することができましたので、御案内させていただきます。収容人数の構成について、研究開発の機能集約に伴い、当初は施設稼働時に市外から約2,700人が土浦工場へ移ってくるものと思っておりましたが、実際エンジニアリング棟へは、土浦工場の既存社員約2,100から2,200人が入ることとなり、その他に龍ヶ崎工場、播磨工場(兵庫県)からそれぞれ約20人程度ずつ、そして5年後をめどに400から500人の従業員を地元などから新たに雇用する見込みとのことで、それらを合わせた人数が約2,700人となるものです。純増としては、約440人から540人を想定しているとのことです。新規社員等の住居について、土浦工場においては、社員寮を複数有しているようで、今回の機能集約に伴い新たに住居が必要になる社員につきましては、それら既存の社員寮や会社によるアパート借り上げでの対応を予定しているとのことです。

○平石委員長 そのほか、ありますか。

○平井都市整備課長 都市整備課でございます。桜土浦インターチェンジ周辺地区土地利用促進事業説明会・意向調査結果(速報)についてでございます。資料のその他、桜土浦インターチェンジ周辺地区土地利用促進事業、説明会・意向調査結果(速報)をお願いします。資料の1ページをお願いします。1番、意向調査概要に記載のとおり、新たな産業系の土地利用の可能性が見込まれる候補地として、桜土浦インターチェンジ周辺の中村西根地区を、産業用地開発エリアとして、検討を進めることにつきまして、昨年、産業建設委員、地元選出議員、会派代表及び大口の地権者に個別説明を行い、土地活用について意向が確認できたため、これまでの取組状況、当該地区の検討

内容、今後の進め方等について、御理解を深めることを目的として、去る1月26日、1月30日の2日間、ふれあいセンターながみねを開催場所として、説明会を開催しましたので、結果の速報について御報告をいたします。3番に記載のとおり、土地所有者84名を対象として開催したところ、41名で約5割の地権者に出席いただいたところでございます。なお、欠席者43名には、説明会時の資料及び意向調査用紙を同封し、2月1日に郵送をさせていただきました。次に、説明会の際に説明しました、桜土浦インターチェンジ周辺地区の産業用地の開発に関する現時点における地権者の意向調査の回答状況を、5番に記載のとおり、円グラフでまとめさせていただきました。現時点の回答率は、61名で73パーセントとなっており、回答を頂いた中で、左側の人口割合及び右側の面積割合において「賛同する」、「条件が会えば賛同する」の結果を合わせますと、9割以上の方に御賛同を頂いているところでございます。また、賛同をしないお1人の方については、農地として耕作を希望されている状況でございます。なお、意向調査の回答期限は、2月18日までとなりますので、まだ3割の方が未回答となっております。説明は、以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について御質問ございますでしょうか。

(「なし」との声あり)

○平石委員長 それでは、長時間にわたり皆様、大変お疲れ様でございました。以上で産業建設委員会を閉会します。